

令和 8 年度第 7 回（令和 8 年 7 月 1 4 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 3 4〕

1 件名

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

介護保険サービスの利用者負担額軽減制度では、平成 1 3 年度より、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、県へ申し出た社会福祉法人が運営する施設等において利用者負担の軽減を実施しており、市町村では利用者の申請に基づく軽減対象者の認定及び事業者への補助を実施している。

軽減対象者の認定においては、前年における公的年金等の収入金額により利用者の所得区分を分類し、軽減対象となる利用者負担の範囲（介護保険サービス費、施設利用時の食費及び居住費）を設定している。

令和 7 年の老齢基礎年金支給額の改定を踏まえ、令和 8 年 6 月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、利用者の所得区分に係る基準額が引き上げられた。

【目的】

省令の改正に基づき、社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額軽減制度における利用者の所得区分に係る基準額の一部を見直したものの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☒有 □無】

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 1 7 年告示第 9 0 号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】

【個別計画の位置付け：☒有 □無】

石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

基本方針 5 支え合いと連携の充実

第 2 節 介護家族者への支援の充実

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 8 年 6 月 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布（施行年月日：令和 8 年 8 月 1 日）

5 主な内容

【利用者の所得区分と軽減対象となる費用】

	利用者の所得区分		軽減対象（変更なし）
	改正後	現行	
	生活保護受給者	生活保護受給者	居住費の全額 ※食費及び介護保険サービス費は生活保護費として支給。
公的年金等収入	82 万 6,500 円以下	80 万 9,000 円以下	食費・居住費の 1/4 ※介護保険サービス費は、利用者負担の月額上限により負担軽減されるため、本制度による軽減対象外。
	82 万 6,500 円超 120 万円以下	80 万 9,000 円超 120 万円以下	食費・居住費・ 介護保険サービス費の 1/4
	120 万円超	120 万円超	

※公的年金等収入＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額

※令和 7 年 1 月から 12 月までにおける老齢基礎年金の満額支給額が、現行の基準額である 80 万 9 千円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう見直しを行うもの。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

基準額の引き上げによる対象者への影響はない。

【市財政への負担】

介護保険低所得者利用負担軽減制度事業費補助金 6, 596 千円（令和 8 年度当初予算）
（財源）

介護保険低所得者利用負担軽減制度事業費補助金（県）3/4

※本改正による市財政への影響はなし。

7 他の自治体の政策との比較検討

全国の自治体において同様に改正される。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 7 月 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正（施行年月日：令和 8 年 8 月 1 日）

9 その他